3　この款の規定の適用上、「権限のある当局」とは、中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関によって委任された権限を行使する非政府機関であって、サービスの提供（設立を通じたものを含む。）に係る許可又はサービス以外の経済活動に従事するための企業の設立に係る許可に関する決定を行う権限を有するものをいう。

第八・三十条　免許及び資格の条件

1　各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措置については、次の基準に基づくものとする。

(a) 明確性
(b) 客観性
(c) 透明性
(d) 事前の公の利用可能性
(e) 利用の容易性

2　締約国は、免許要件及び資格要件並びに免許及び資格の審査に係る手続に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a) 当該免許及び資格の審査に係る手続が、公平であり、及び申請者が当該免許要件及び資格要件を満たすことを明らかにすることが要求される場合には、これに適当なものであること。

(b) 当該免許及び資格の審査に係る手続が、それ自体で、当該免許要件及び資格要件が満たされることを不当に妨げないものであること。

(c) 当該措置が男女の間で差別しないものであること。(注)

注　(c)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び締約国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

第八・三十一条　免許及び資格の審査に係る手続

1　免許及び資格の審査に係る手続については、明確なものとし、事前に公表し、及び申請が客観的かつ公平に取り扱われることを確保するようなものとする。免許及び資格が更新の対象となる場合には、更新の必要性及び更新に係る手続については、事前に公表する。

2　免許及び資格の審査に係る手続については、可能な限り簡易なものとし、また、それ自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行に対する制限となってはならない。申請者が申請に際して負担する許可に係る手数料（注）については、合理性及び透明性があるべきであり、可能な範囲内で当該申請の前に公に利用可能なものとし、また、それ自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行を制限してはならない。各締約国は、費用及び行政上の負担を考慮して、許可に係る手数料の電子的手段による支払を受け入れるよう奨励される。

注　許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

3　締約国は、実行可能な範囲内で、各申請について申請者に対し、二以上の権限のある当局に赴くことを要求しないようにする。ただし、当該申請が複数の権限のある当局の権限に属する場合には、複数の申請を要求することができる。

4　許可の手続において権限のある当局が行う決定は、全ての申請者について公平なものとする。権限のある当局は、独立した態様で決定を行うべきであり、また、許可が必要なサービスを提供する者又は許可が必要な経済活動を遂行する者に対して利害を有すべきでない。

5　締約国は、許可を要求する場合には、実行可能な範囲内で、自国の権限のある当局が年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する。権限のある当局は、申請のための特定の期間が存在する場合には、申請者に対し、申請を提出するための合理的な期間を与える。権限のある当局は、申請の審査を不当に遅滞することなく開始する。権限のある当局は、可能な場合には、申請が真正であることについて書面による様式と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理すべきである。

6　締約国は、許可のための試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保するものとする。各締約国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

7　締約国は、申請者が許可のための関連する要件を満たしているかどうかを評価するに当たり、可能な範囲内で及び適当な場合には、自国の権限のある当局に対し、当該申請者の関連する職業上の経験（当該権限のある当局が当該申請者の能力及び経験の水準の指標となると認める場合に限る。）に妥当な考慮を払うよう奨励する。

8　権限のある当局は、不備のない申請の提出から合理的な期間内に最終的な決定を含む当該申請の審査を完了し、及び申請者に対して当該申請に係る決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知する（注2）。各締約国は、申請の審査のための指標となる日程を定めるよう努め、及び当該日程が定められた場合には、当該日程を公に利用可能なものとする。締約国の権限のある当局は、申請の処理状況に関する情報を申請者の要請があった場合には不当に遅滞することなく提供し、及び実行可能な範囲内で、当該締約国の国内法令に基づく審査にとって申請が完全なものであることを確認する。

注1　この条の規定の適用上、「書面」には、電子的様式によるものを含むことができる。

注2　権限のある当局は、申請が提出された日から特定の期間が経過した後当該権限のある当局から回答がないことが申請の受諾又は拒否を示す旨を申請者に対して書面により事前に通知することによりこの要件を満たすことができる。

9　権限のある当局は、不備があると認める申請を受領した後合理的な期間内に次のことを行う。

(a) 申請者にその旨を通知し、及び実行可能な範囲内で当該申請を完全なものとするために必要な追加的な情報を特定すること（適当な場合には、その理由を提供することによるものを含む。）。

(b) 不備を補正する機会を与えること（適当な場合には、申請者が申請を正しく完全なものとすることに資する指針を与えることを含む。）。

10　権限のある当局は、可能な場合には、原本に代えて認証された写しを受理すべきである。

11　権限のある当局は、申請者による申請を拒否する場合には、当該申請者に対し、原則として書面により、及び不当に遅滞することなく、その旨を通知する。当該権限のある当局は、また、当該申請者の要請があった場合には、当該申請者に対し、当該申請を拒否した理由及びその拒否の決定に対する不服申立ての日程を通知する。申請者は、過去に拒否された申請のみを理由として、新たな又は修正された申請を提出することを妨げられるべきではない。

12　権限のある当局は、適当な検討に照らして申請者が許可の取得のための条件を満たすと認めた後速やかに許可を与える。

13　権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく当該許可に規定する条件に従って当該許可の効力が生ずることを確保する。

第八・三十二条　技術上の基準

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性のある手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関（注）を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性のある手続を利用するよう奨励する。

注　この条の適用上、「関係国際機関」とは、締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第二款　一般に適用される規定

第八・三十三条　一般に適用される措置の実施

1　各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。